

令和3年

区民委員会会議録

とき 令和3年7月6日

品川区議会

令和3年 品川区議会区民委員会

日 時 令和3年7月6日(火) 午前10時00分～午前11時27分
場 所 品川区議会 議会棟5階 第3委員会室

出席委員 委員長 鈴木真澄君 副委員長 新妻さえ子君
委員 西村直子君 委員 高橋伸明君
委員 横山由香理君 委員 中塚亮君
委員 藤原正則君 委員 くにば雄大君

出席説明員 和氣副区長 久保田地域振興部長
川島地域活動課長 森田生活安全担当課長
木村戸籍住民課長 山崎文化スポーツ振興部長
篠田文化観光課長 中元スポーツ推進課長
鈴木 木 参 事
(品川区保健所生活衛生課長事務取扱)

○午前10時00分開会

○鈴木（真）委員長

ただいまから、区民委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付しております審査・調査予定表のとおり、議案審査、請願・陳情審査、報告事項、所管事務調査およびその他を進めてまいります。審査の都合上、一部議題順を変更いたしますのでご了承願います。

また、本日の委員会もこれまで同様に、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、委員会室のレイアウトを変更するとともに、議題順の変更や理事者の入退出も適宜行いながら進めてまいります。

そのため、所管質問につきましては、会議の効率的運用の観点から、なるべくご配慮をいただきたいと思っておりますが、その上で、なおご発言を希望される方は、今の時点でお申し出いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木（真）委員長

ありがとうございます。

なお、議案審査にあたり、生活衛生課長にご同席いただいておりますので、ご案内いたします。

それでは、本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしく願いいたします。

1 議案審査

第39号議案 品川区手数料条例の一部を改正する条例

○鈴木（真）委員長

それでは、予定表1の議案審査を行います。

第39号議案、品川区手数料条例の一部を改正する条例を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○木村戸籍住民課長

第39号議案、品川区手数料条例の一部を改正する条例の戸籍住民課分についてご説明をいたします。

改正の理由でございます。デジタル社会の形成を図る法律、これはデジタル庁の設置をはじめとする必要な措置を定めた法律でございますが、こちらが公布されたことによりまして、マイナンバー利用に関して定めた番号法が改正されました。この9月から、マイナンバーカードの発行主体が各市区町村から、地方公共団体情報システム機構、J-LISと略しておりますが、こちらに移ることとなりました。

それに伴いまして、今まで区の歳入でございましたマイナンバーカードの再交付手数料、再交付につきましては、汚したり、なくしたり、カードをお持ちになっている方のご都合で再発行する場合でございますが、こちらに関して有料という形で手数料を取らせていただいておりますが、こちらの手数料が9月からJ-LISの収入となります。それに伴いまして、改正内容のとおり、区の手数料条例からマイナンバーカードの再交付手数料に関する項目を削除するものでございます。

手数料の金額や窓口での取扱いに関しましては、従来どおりの予定でございまして、この条例改正によりまして、区民の皆様への影響は一切ない予定でございます。

また、改正後の図にございまして、一旦区でお預かりをいたしまして、J-LISに納入するという形を取ることになっております。

新旧対照表は別紙のとおりでございます。

○鈴木生活衛生課長

私も第39号議案の生活衛生課に関わるところをご説明いたします。右上に生活衛生課の表記のある資料をご覧ください。

まず、1番の改正理由でございますが、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律」、それと「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」の2つが、今般改正をされました。これに伴いまして、品川区の手数料条例では、事務に関する部分でこの法律と施行令を引用しております。その引用する条文の条番、項番にずれが生じたため、区の手数料条例の改正をさせていただくというものでございます。

2番の改正内容をご覧ください。具体的な改正内容は引用条項の整備のみでありますので、窓口における事務等に変更はございません。したがって、医療関係機関等の届出等に関する部分の手続にも影響はないと考えております。

改正内容は、改正案の別表(4)に関する部分でございます。一覧表に新旧の形でまとめてございますが、別表4の30、32、34、それから裏面を見ていただきまして、36の3、36の4、36の5、それぞれが引用する法律、施行令の条項の番号を変更するものでございます。

なお、最初の4つ、30から36の3までは、法律の項番号のみ変更になります。それから、残り2つ、36の4と36の5は、条番号と項番号両方が変更になるものでございます。

施行日は3番にありますように、令和3年8月1日を予定しております。

また、4番の関連規則の改正にありますように、これに関わる区の施行規則、それから保健所長委任規則についても、条番の変更の修正をかけるものでございます。

○鈴木(真)委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○中塚委員

今回、手数料条例ということではありますが、冒頭説明があったように、デジタル庁の設置に伴って、マイナンバーカードの発行主体が品川区からJ-L I Sに移るという説明でした。なぜ品川区からJ-L I Sに移るのか、その目的について伺いたいと思います。

あわせて、J-L I Sとはどんな組織なのか、国との関係についてもご説明いただきたいと思います。

○木村戸籍住民課長

今回の目的でございます。基本的には、マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化を目指した法改正ということでございます。令和4年度末までに国民全員にマイナンバーカードを交付するという国の目標がございまして、それに向けまして、さらに加速をさせるという意味で、端的に申しますと、国がいわゆるガバナンス強化といいますか、目標設定があったり、実際にJ-L I Sの中に国が選任した委員を入れたりという形で、チェック体制、それから発行体制の強化を目指してということでございます。

J-L I Sでございますけれども、地方公共団体がそれぞれお金を出し合いまして、実際にマイナンバー発行業務を担う一つの組織として形成をしている、それで運営をしているというところでございます。これを今度は、国の独立行政法人化をするという形、これも先ほどの目的と同一でございますが、そういう形で行う。J-L I Sはそういう組織でございます。

○中塚委員

今、説明あったとおり、マイナンバーの強化、マイナンバーカード発行の加速ということになります。マイナンバーカードの普及は、個人情報を全員一元化させ、個人情報漏えいの危険も繰り返し言われております。マイナンバーの推進は行うべきではないと、意見を述べさせていただきたいと思えます。

○鈴木（真）委員長

ほかにございますか。

○横山委員

確認なのですが、再交付申請のとき、1件につき800円という手数料の額は変わらないということでしょうか。また、こちらは区の歳入が改正なので、改正後、9月以降は歳入歳出外現金になるということなのですが、大体何件くらいで、総額幾らくらい見込んでいらっしゃるのでしょうか。

○木村戸籍住民課長

まず、手数料額でございますが、変わらない予定でということなのですが、8月中に決定することでございます。基本的には変わらない予定です。

それから、歳入額なのですが、令和2年度の実績でございますと、896件、71万6,800円。そのぐらいの規模の金額です。

○藤原委員

改正理由なのですが、簡単ではないかもしれないけれども、個人番号カードの発行主体が市区町村から地方公共団体情報システム機構に移ることになりましたと、文章で簡単に報告されているのですが、今までこの区民委員会等でマイナンバーに関して、個人情報ということでいろいろな質疑があったわけではないですか。それを、こういう形で移行することになりましたという形で、国の法改正でしようがないではないですかと言われるかもしれないけれども、こういう流れで議論がない中で、品川区だけでも、システム上だからしようがないかもしれないのだけれども、少し考えなくてはいけないという形にはならなかったのですよね。

あまりにも、個人情報について何回も委員会の中で質疑が出た中で、このようになりましたから、このようにしますというような、この一文だけになっていていいのかなという思いが少しあるのですが、その辺についてはいかがですか。

○木村戸籍住民課長

実際にイメージとして、今まで区がやっていたことが、全部そちらに行ってしまうように捉えられてしまうかもしれないのですが、実質上、窓口であったり、やり取りであったり、そこは基本的に、変わらないというところがございます。

繰り返しになってしまいますけれども、目的としては、今までJ-LISの運用と申しますか、交付体制と申しますか、そこが私の目から見ても、かなり脆弱とまでは言いませんけれども、しっかりしていないところが正直ありましたので、そういう意味では、国の目を入れるという形での組織的な改革というか、中の改革と申しますか。実際に制度であったり、運用であったりという部分は一切変わりませんので、私どもが責任を持って交付を続けてまいるというところではございますので、捉え方として、書き方のところで、ちょっとうまくなかったかなという部分は正直ございますけれども、全体としては、大きな変更はございませんというところではございますので、ご理解いただければと思えます。

○藤原委員

今の答弁の確認ですが、より一層個人情報は、国の目が入ることによって守られていきますという理

解でよろしいのでしょうか。

○木村戸籍住民課長

今回の改正、変更に関しましては、いわゆる個人情報の取扱いの部分での変更というのは特にございませんので、今まで同様にしっかりやっていくという形でございます。

○鈴木（真）委員長

ほかによろしいでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党からお願いします。

○西村委員

賛成します。

○新妻副委員長

賛成です。

○高橋（伸）委員

賛成です。

○中塚委員

マイナンバーを強化・加速させるべきではないと思いますので、反対です。

○藤原委員

賛成です。

○くにば委員

賛成です。

○鈴木（真）委員長

それでは、これより第39号議案、品川区手数料条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○鈴木（真）委員長

賛成多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本件および議案審査を終了いたします。

生活衛生課長はご退席いただいて結構です。ありがとうございました。

2 請願・陳情審査

令和2年陳情第62号 目黒川沿いに設置されている喫煙所撤去に関する陳情

○鈴木（真）委員長

次に、予定表2、請願・陳情審査を行います。

令和2年陳情第62号、目黒川沿いに設置されている喫煙所撤去に関する陳情を議題に供します。

本件は、今期の委員会におきまして初めての審査になりますので、書記から朗読をさせます。

〔書記朗読〕

○鈴木（真）委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○森田生活安全担当課長

私からは、本村橋指定喫煙所の再開について、ご説明をさせていただきます。

この指定喫煙所につきましては、平成15年に設置したもので、灰皿1基が置かれている露天式の喫煙所でございます。昨年4月の緊急事態宣言から閉鎖を継続しておりますが、閉鎖後も喫煙所を中心に喫煙する方が多く、喫煙者が絶えないため、立て看板などによる啓発や、生活安全サポート隊の重点的なパトロールを継続しているところでございます。

また、絶えず喫煙者がいるわけではなくて、パトロールしても、誰もいないときもございます。多くの喫煙者には喫煙マナーを守っていただいているものと考えております。また、区民の声などを通じまして、当喫煙所の再開を求める声なども寄せられているところでございます。

当喫煙所は、以前より枠外での喫煙や、たばこのポイ捨てなども多いので、密閉型喫煙所への転換や、喫煙所の移転なども検討していたところでございます。本年1月19日の当陳情の審査におきまして、当該喫煙所については撤去するのではなくて、コロナ禍が過ぎた折には再開させていただきたい旨、ご説明をさせていただきました。委員の皆様からは、喫煙所の移転や常設、閉鎖も含めたご意見をいただいたところでございます。

当課において検討を進めてまいりましたが、当喫煙所につきましては、閉鎖している状況下においても継続して喫煙者がいる状況や、喫煙所の移転、密閉型喫煙所への転換も困難なこと、大崎駅西口の加熱式たばこ専用喫煙所の実証実験の成果も踏まえまして、加熱式たばこ専用喫煙所として転換し、再開することとさせていただきます。7月中旬頃から工事を開始しまして、7月21日水曜日に再開する予定でございます。

先日、陳情代表者にも、本喫煙所を加熱式喫煙所として転換させていただきたい旨、ご説明をさせていただきましたところ、ご了承をいただきました。

当喫煙所の再開後も引き続きまして、生活安全パトロール隊の指導、取締りや、喫煙マナー啓発事業を重点的に実施してまいります。たばこを吸う人も吸わない方も共存できる環境づくりに、今後ともご理解とご協力をいただけるようお願いしたいと思います。

また、お手元の資料の裏面につきましては、上が現状で、裏面下のほうに再開後のイメージを載せております。参考としていただければと思います。

○鈴木（真）委員長

説明が終わりました。本件につきましてご質疑、ご意見等がございましたら、ご発言願います。

○中塚委員

まず、加熱式たばこですけれども、加熱式たばこというのは、ふだんライターで火をつけるたばこと同じものなのか、つまり、ポイ捨て禁止の条例がありますけれども、たばことして扱っているのかどうか、その点を確認させていただきたいと思います。

また、加熱式たばこの健康被害は、私はあると思っているのですが、その点についてもご説明いただきたいと思います。

○森田生活安全担当課長

加熱式たばこについてのご説明でございます。通常の紙たばこ言われているものにつきましては、

火を点火して、中のたばこ葉を燃やして、その煙を吸うというのが紙たばこでございます。加熱式たばこにつきましては、たばこ葉は同じようでございますが、これを熱しまして、熱した蒸気を吸い込むということでございます。火は使ってはおりません。それが1点でございます。

もう一つ、健康被害につきましては、厚生労働省では、発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして、加熱式たばこを指定たばことしております。受動喫煙のリスクについては、科学的根拠は十分ではなく、さらなる研究が必要とされております。

○中塚委員

加熱式たばこになったとはいえ、健康被害をもたらすものなので、結論めいたことを言うけれども、撤去すべきだと思っております。

○藤原委員

課長に伺うのか、委員長に伺うのか、わからないのですけれども、今、課長の説明の中では、加熱式喫煙所にしていきますということを陳情代表者に説明しに行ったら、承諾いただいたという説明を頂戴しましたが、この陳情は、撤去をお願いしますという内容です。

前回、前年度の最後の区民委員会で、この陳情を審査して、この委員会でいろいろ議論したわけですが、加熱式喫煙所にしてやっていきますという形で、分かりましたと陳情代表者がお話をしてくれましたということにおいて、どういう流れで、私もこれをずっと掲げて、今回も趣旨はよく分かるということで、趣旨採択とは思っていたのですけれども、もう陳情代表者が承諾をしているわけですね。

○森田生活安全担当課長

はい。

○藤原委員

どのような取扱いになるのでしょうか。

○鈴木（真）委員長

まず委員長の立場で言いますと、前回の委員会の議事録を私も読ませていただきました。その上で、担当として交渉して、いい方法を考えていきたいというのが、前の委員会の結論だったわけです。その後、この委員会としては初めてなので、そこに自分としては接点を持っていません。行政側として動いた形として、陳情代表者に対してお話をし、ご納得いただいたと。これで行政側と話し合いがなされたかと判断しております。

ですから、委員会としては、今の段階では何も結論は出ていませんし、これからどういう方向を出していくか、委員会としての結論はこれから出していくという感じになると思います。それでいいですか。

○藤原委員

分かりました。行政のご努力によって、何か月間によってまた変わってきて、陳情代表者は納得をなさっているという現実があるということですね。だから、ここは撤去をお願いいたしますとなっているけれども、こういう形で、このようにしていきますと行政として説明したら、陳情代表者は納得していただいて、していただいたから、この裏面にある再開後のイメージ図みたいにしていきますという形で報告してくれたということでいいのでしょうか。改めて確認します。

○森田生活安全担当課長

そのとおりでございます。引き続き、やっていきたいと思っております。

○藤原委員

直接こことは関係ないのですけれども、さっき大崎駅西口のお話が出たではないですか。日頃から私

が思うのは、たばこは、たばこを品川区で買ってくだされば、たばこ税が入ってくるわけです。品川区で吸ったからといって、たばこ税は入ってこないわけです。そういう意味においては、たばこを買う方は、たばこ税という形で払っている。

もう一つは、たばこを作る、たばこを直接販売しているところ、たばこ会社でいいのか、そういうところも私は、こういう喫煙場所をつくる時に、経済的に協力をしていていただきたいと思っているし、これは直接委員会等で質問はしておりませんが、改めて何うのですけれども、喫煙所の中には、たばこ会社が経済的に協力してくれているところもあると聞いたことがありますのですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

すみません、直接今回のここでなくても、これからこういうことは出てくるわけですから、担当としてどのように考えているのか、現実どうなっているのか、教えてください。

○森田生活安全担当課長

喫煙所のたばこ会社の協力というところでございますが、今回の本村橋喫煙所につきましては、フィリップモリスから敷地の中の看板等、喫煙の灰皿も含めて、受けたという形になっています。

○くにば委員

幾つか伺いたいのですけれども、まず大前提として、自治体ごとに加熱式たばこのポイ捨てであるとか、ルールで紙巻きたばこに準じる形で、過料であるとか取締りの対象にしている自治体と、していない自治体があると思います。例えば港区ですと、みなとタバコルールで、あくまで加熱式たばこは火を使わないたばこなので、通常の区で定めているポイ捨てであるとか、路上喫煙のルールには該当しないと。つまり、港区では、加熱式たばこを路上で吸いながら歩いても、何の罰則もないのです。

というような自治体が、ほかにも幾つもの、例えば、たしか北九州市とか、あちらのほうにも幾つかあると思うのですが、そういったところとの品川区の考え方の違いを、まず伺いたいのです。

例えばそういった自治体では、あくまで、そもそもポイ捨てとか路上喫煙を禁止している理由の一つが、もちろん副流煙で周りに害を及ぼしてしまうから、路上喫煙は禁止ですと。もう一つの理由が、路上喫煙、歩行喫煙をしていると、火がついていることによって、ほかの歩行者に火が当たってしまって危険である。だからこれは禁止しているという、幾つかの明確な理由があるのですけれども、品川区はここに対して、例えば都の条例が、そもそも加熱式たばこは対象としているか、違反の対象としているから品川区も準じていますという理由なのか、もしくは、例えばそれでしたら港区はみなとタバコルールで、東京都に準じている必要があるというか、準じていてしかるべきだと思うのですけれども、品川区の加熱式たばこに関して、品川区の中のルールとして、違反の対象にするという考え方、しないという考え方について、改めて伺いたいのですけれども。

○森田生活安全担当課長

先ほどのところでも、厚生労働省が加熱式たばこを指定たばことしているということと、健康被害のリスクについては科学的根拠が十分でなく、さらなる研究が必要であるということで、今のところ加熱式たばこは、たばことして認識されておりますので、これにつきましては、我が品川区も今の現状、加熱式たばこ分けてというのは考えてはおりません。これについては、加熱式たばこの科学的根拠等が解明されるなどしてくれば、また調査・研究を進めてまいって、分けるということもあるかと私は考えております。

あと、条例についてですが、受動喫煙という考え方ではなくて、吸い殻や空き缶の投げ捨てを禁止するというところでございます。委員の歩きたばこにつきましては、火種が危険ということでの禁止をして

おりますけれども、あとは、投げ捨て禁止のところでは地区を限定しまして、路上においても喫煙はしてはいけないということで禁止しているところがございます。

○くにば委員

今のご答弁ですが、私の理解では、基本的に品川区では、路上でたばこを吸っていることに対しては過料を取っていません、あくまでポイ捨てに対して過料を取っています、指導の対象ですということに聞こえてしまったのですけれども、そこについての明確なルールをもう一回伺いたいのと、あとは、指定たばこということで、例えば、電子たばこについては、たばこというルールの中に入っていないから、厚生労働省であるとか東京都では、あくまで電子たばこについては対象になっていないではないですか。品川区も対象になっていないはずですよ。

だけれども、加熱式たばこについては、あくまでたばこということに含まれているから、主にそこをよりどころとして、品川区は規制の対象内になっているというように聞こえたのですけれども、例えば、港区であるとか他自治体で、あくまで加熱式たばこは結局のところ、なぜ取り締まるべきものかということの合理的な理由が、副流煙、もう一つが火の危険性。ポイ捨てというのは、ここの後の問題ではないですか。ポイ捨てと云ったら、例えばジュースの缶を持っていて、ジュースの缶をポイ捨てするというのも、たばこをポイ捨てするというのと、どれぐらいの比率で区内で発生しているのかという問題でいうと、ここは副次的な問題だと私は思うのです。

そもそも加熱式たばこを規制するという理由について、すみません、私の質問が分かりづらくもしいれないのですけれども、伺いたいのです。

○森田生活安全担当課長

過料の徴収につきましては、品川区には5つの地区、路上喫煙を禁止している地区がありまして、そこで過料の徴収をしております。それが1点でございます。

あとは、港区等での加熱式たばこはあるのかもしれませんが、先ほどの、私のほうでも説明させていただきましたが、現状、科学的根拠が十分でないというところからも、紙たばこと加熱式たばこを分けて、加熱式たばこはいい、紙たばこは取り締まるという考えでは、今のところはございませんので、委員おっしゃるとおり、今後その辺の科学的根拠等も示されてくれば、また調査・研究を進めていきたいと思っております。

○くにば委員

品川区の加熱式たばこに対する取締りのルールのよりどころというのを、まず伺いたかったので、そこに関しては分かりました。ありがとうございます。

それで、大崎駅西口線路脇の加熱式たばこ専用喫煙所の実証実験の成果ということで、これは大崎駅西口の加熱式たばこ専用の喫煙所が区内で初めてだったのかどうかということと、今回の大崎駅の実証実験の成果を踏まえて、ほかにも区内で広げていく方向で考えているのか、そこについて伺えますでしょうか。

○森田生活安全担当課長

大崎駅西口の加熱式たばこの喫煙所につきましては、区内で初めての加熱式専用の喫煙所でございます。

今後も加熱式たばこ喫煙所を広げていくかというお話ですが、これにつきましても、今設置してある箇所の状況や、また、他に選定できる箇所があれば、随時進めていきたいとは考えております。

○くにば委員

そこについて伺った理由というのは、まず、例えばシンプルに考えられる、加熱式たばこ専用の喫煙所に転換した際に考えられるトラブルというか、課題で考えられるのは、一般的な紙たばこの喫煙者という方が、ある日行ってみたら、ここは電子たばこ専用ということで、たばこが吸えなくなる。そういった電子たばこでないユーザーが、たしか私が調べてみたら、加熱式たばこのユーザーはまだ4割であるとか、少なくとも5割は超えていないはずなのです。

ということは、残り5割以上の方は、この喫煙所で紙巻きたばこが吸えなくなったということに対して不満を持っていますし、どこか代替の喫煙所があるのか。今後、ここの周りでもともと紙巻きたばこを吸っていた方々は、吸うところがなくなるわけですから、もちろん、ポイ捨てが増える可能性もありますし、加熱式たばこ専用のところの近くで吸ってしまって、結局その煙害という被害が発生してしまうのではないかと懸念。それは、一般的な喫煙所を撤去したときの苦情・トラブルというのと近いものがあると思うのですけれども、そういったトラブルが、あくまで全く大崎駅では発生しなかったから、今回その実証実験が成功したということになっているのか、それとも、何かそういったトラブルというのが起こり得る他自治体での事例であるとか、ほかのところで加熱式たばこ専用としたときに、そういったトラブルであるとか、その他何かトラブルとか課題はなかったのかという部分を伺いたいです。

○森田生活安全担当課長

大崎駅西口につきましては、設置当初は紙たばこを吸う方もいらっしゃいましたが、私どもの生活安全パトロール隊や、またその喫煙所が経過によって、ここが吸えない場所であるということが分かってきて、現在は加熱式たばこの方だけになっているようなところでございます。

また、今回の喫煙所につきましては、大きな看板で、ここは加熱式たばこ専用エリアですという形で仕切らせていただいております。また、ここには、目黒川の反対側に花房通り沿いの喫煙所もございまして、紙たばこの方はそちらへというご案内も入れさせていただく予定でございます。

○くにば委員

花房通りのほうに喫煙所があるというのは、前回、昨年この陳情について我々で議論したときに、そのときの課長に、近隣にないと伺ったのです。近隣にないから、そっちに行ってくれという、あとは近隣に新たに設置するのも難しいということで、では、ここを撤去した場合にどうなるのかという話を、大前提でしていたのですけれども、近くにあると。そこに行ってくださいとアナウンスができること。

では近隣というのは、川を渡ったすぐのところとか、こっちに行ってくださいと言えぐらい近くなのか、それとも、結構遠いけれども、加熱式たばこではない方は、そっちに行ってくださいということになっているのかという部分が、まず一つと、今回の実証実験の成果を踏まえて、何もトラブルであるとか問題がなかったということでしたら、いいことばかりという状況なのだったら、区内全部、加熱式たばこの喫煙所に転換したらいいのではないかと感じてしまうわけですが、それイコール、紙たばこのユーザーからしたら、喫煙所は全て区内からなくなってしまったというニュアンスになると思うのですけれども、結局その課題は、大崎駅ではどのように解決をしたのか、大崎駅でも同様に、あそこあそこに紙たばこの喫煙所があるので、そっちへ行ってくださいとアナウンスをして、トラブルにならなかったのかどうか。

今回に関しても、たまたま近くにあるから、そっちに行ってくださいと言えればトラブルにならないであろうという想定で、ほかの喫煙所も、加熱式たばこに転換をすると難しい状況なのでなければ、私はどんどん転換していけばいいのではないかと。そうすれば今後、同様の陳情がなくなるというか、区内

での煙害であるとか、ポイ捨てであるとか、問題がなくなってくると思うのですが、その2点についてお伺いしたいのですけれども。

○森田生活安全担当課長

花房通りにつきましては、ちょっと遠いところではございます。しかしながら、今現在もたばこを吸われている方が、あの周辺にいらっしゃいますので、あそこ、なおかつ今回の陳情にもありますとおり、火種や煙や臭いの問題も考えますと、あそこでは加熱式たばこが一番よいのではないかということで、結論を出したところでございます。

○くにば委員

分かりました。では、あそこの喫煙所の特性として、周りの通行人の方々に煙が行ってしまうというトラブルが発生してしまうのは、あくまであそこの特有な事象だから、今回転換しますということで、決してほかのところも同様にトラブルとか苦情があるわけではないから、加熱式たばこの専用の喫煙所に転換するという考えがない。

私として、今回の陳情に関しては、撤去に関して賛成したのです。賛同したのです。もちろん、そんなトラブルというのは起こるべきではない。あくまでベビーカーとかで近くを通る方が、どうしてもその煙を浴びなければいけないという状況があって、本当にゆゆしき問題があると思ったので、非喫煙者の方の健康ということを真っ先に考えると、当然、区内のほかのエリアでも、少なからず煙害は発生しないように、どんどん加熱式たばこの喫煙所に転換したほうがいいかなと思うのです。

あくまでここではトラブルが多いから、ほかのところではトラブルが発生していないからという考え方だと、今、伺ったニュアンスで感じたので、ほかにも、例えば大井町駅の城南信金の近くの喫煙所に関しては、かなり苦情が来ていたと思うのです。苦情が来ていたという報告も耳にしたことがあるのです。例えばあそこに関しても、加熱式たばこ専用に変換をするという考え方は、当然同じくあると思うのですが、そういった、ほかにトラブルが起こっているところに関しての今後の見通しというか、加熱式たばこに今後転換したほうがいいのではないかということは、どのようにお考えになられているのか伺いたいです。

○森田生活安全担当課長

たばこにつきましては、基本的には密閉型のコンテナ型で、外に煙がでない、臭いが出ないというものの設置を根本的には考えておりますが、設置の場所的に、その大きさのコンテナを置けないような場所も多うございまして、その確保ができないということも考え合わせて、加熱式に変換をするなどもやっております。城南信金の前のところにつきましても、コンテナ型、加熱式、様々なことも検討しているところございまして、その解決の折には、何かしらの代替の喫煙所となるものを設置したいということでは考えております。

○くにば委員

この指定喫煙所は、先ほど報告がありましたとおり、基本的には陳情代表者の方が、このような方向性で区でも努力をして、トラブルが起こらないだろうという感じで、区内の大崎駅の事例を用いて納得してくださるという部分がありますので、ほかのところでもトラブル、煙害が発生しているところに関して、同様の措置というのをどんどん推進していただきたいと個人的に考えております。

所管を述べて、以上にします。

○高橋（伸）委員

ご説明ありがとうございました。本村橋指定喫煙所は、令和2年の4月から閉鎖になっているという

中で、4番目のその他のところで、指導・過料なのですけれども、1,786件の指導に対して、過料が52件。52件は路上喫煙、ポイ捨てだと思うのですけれども、この場所は本来、指定喫煙所なのですが、閉鎖をしていると。閉鎖中にたばこを吸っておられる方も当然いたという課長からの説明もございました。その中で、その場所で過料を徴収したという事例はあったのですか。まずそれが1点。それはお分かりになれば、分かる範囲でいいです。

それが1点と、今、これから先、加熱式たばこが専用になっていくのではないかという話がありましたけれども、コンテナ型だと用地確保が難しいという中で、紙たばこの愛煙家は本当に肩身が狭い状態なのです。そこを、区のほうでもいろいろ検証して、例えば西大井のところもそうです。あそこは今、紙たばこの方もいますけれども、本当にいろいろ検証していただいて、加熱式、そして紙たばこの両方の方が、愛煙家の方々が好んで喫煙できるような体制を、これから先、整えていただきたいという、これは要望で終わりにします。

1点だけ、お願いします。

○森田生活安全担当課長

本村橋の喫煙所の周辺の徴収については、実際にございます。

件数については、手元の資料ですと、8件ございます。

○鈴木（真）委員長

ほかによろしいでしょうか。

○新妻副委員長

ご説明ありがとうございました。今回、こういう形で地元地域の、出された陳情代表者もご理解をいただいているということではありますが、喫煙所の設置等も含めて、今後、紙たばこも含めての受動喫煙対策というのを、さらに大胆に品川区にはやっていただきたいということを、ぜひ要望したいと思います。

この場所に関してですが、大崎駅西口の成果を踏まえてということで、このような流れになったというご説明でした。ただ、ここが加熱式たばこになってしまうということは、紙たばこを吸われる方にとっては吸う場所がなくなるということでもありますので、生活安全パトロール隊のパトロールを大崎でもやっていたということですが、引き続き、五反田のこちらの場所でもパトロールを継続していくのかということと、もう一つは、吸う方のマナー向上に対して、どのように品川区は取り組んでいかれるのかというところを、2点お伺いしたいと思います。

○森田生活安全担当課長

生活安全パトロール隊につきましては、引き続き本村橋周辺のパトロールを、指導等を継続的にやっています。

また、啓発につきましても、パトロール隊の広報や、またシルバー人材センターでの巡回も現在も行っておりますので、引き続き行いまして、周辺で喫煙される方々に対しましても啓発をしてまいりたいと思います。

○新妻副委員長

ぜひお願いいたします。

たばこ税の収入が、たばこを吸われる方が減りつつある中で、品川区として少しずつ、たばこ税としての収入が減っている現状があるかと思うのですが、品川区が大胆に、この喫煙所の設置というところに向けては、もう少し予算をつけながらやっていただきたいというのが要望としてあります。

具体的に、大崎地域もそうですけれども、勤務で来られる方が多くいらっしゃるというのは、たばこを吸われる方も多いわけで、そういうところへの、ある意味、投資をしていただいて、場所も確保していただきながら、紙たばこを吸う方における密閉した空間づくりというのも、しっかり進めていく必要があるのではないかと思いますので、ちょっと関連したことになりますが、今後の方向性といいますか、どういうところを区が検討されているのかという状況を教えていただきたいと思いません。

○森田生活安全担当課長

喫煙につきましては、今ある指定喫煙所はございますが、そこも密閉型の喫煙所はないところでございます。そこから漏れる煙や臭いにつきましても、当然、不快に思われる方もいらっしゃると思いますので、密閉型の喫煙所が設置できるように、私どもも頑張っています。

また、本村橋につきましては、大変苦情も、陳情代表者の方もいらっしゃる場所ではあるので、まずは密閉型をとというのが考えではありましたが、場所的などころもあり、できなかったというところもございます。

これが終わりではないので、引き続き、吸う方も吸わない方も両方が共存できるような環境をつくっていきたくは思っています。

また、民間の場所につきましても、補助を出せるようにしましたので、民間の場所においても喫煙所ができるような形で進めていきたいとも思っています。

○新妻副委員長

ぜひ、たばこ会社の協力もたくさんいただきながら、取組を進めていただきたいと思えます。

○鈴木（真）委員長

ほかによろしいでしょうか。

では、ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、令和2年陳情第62号の取扱いについて、ご意見を伺いたいと思えます。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてご発言ください。

それでは、自民党からお願いします。

○西村委員

本日結論を出すで、趣旨採択でお願いいたします。

吸う方も吸わない方も共存する社会というご説明がありましたが、トラブルが起こる、起こらないではなくて、引き続き区内のバランスを見ていただきながら、喫煙所を密閉型・加熱式への転換というお話がありましたけれども、区民の方へのマナーの啓発も引き続きお願いしたいと思います。

○新妻副委員長

本日結論を出すで、趣旨採択でお願いいたします。

○高橋（伸）委員

本日結論を出すということで、趣旨採択でお願いします。

理由を述べさせてもらいます。この陳情代表者の意見について本当に理解はしますが、区でも喫煙所設置に関しては非常に検証している中で、加熱式専用にしたということは、いろいろ苦慮されたということだと思いますので、改めて趣旨採択でお願いいたします。

○中塚委員

本日結論を出すということで、私は採択でいいと思います。

道路を含め、公共の場での喫煙は規制が必要だと思います。健康被害についても、引き続き深刻なものがありますので、加熱式たばこであっても撤去すべきだと思いますので、採択をお願いします。

○藤原委員

今日結論を出すで、趣旨採択。

○くにば委員

結論を出すで、採択をお願いします。

前回と同様、採択を求める形、採択の主張になるのですがけれども、基本的には、この陳情を出されている方々の思いというのは、非常にこの文章であるとか、あとは、実際に現場の写真を一通り見てみて、ひどい状況だというのはよくよく分かりましたので、ここに喫煙所というのは置くべきではないというのが一つあったのですが、今回いろいろとご努力をなされて、陳情された方がまずは一つ、ご納得されているという部分があると思いますので、今後も同様にほかの喫煙所でも、先ほど申し上げましたが、加熱式たばこという部分、専用の喫煙所に転換をしていって、区内でも同様のトラブルであるとか被害がなくなることを願っております。

○鈴木（真）委員長

それでは、陳情第62号につきましては、結論を出すということでご意見がまとまったようですので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○鈴木（真）委員長

では、陳情第62号は、本日結論を出すことに決定いたしました。

各党派のご意見を伺いまして、採択と趣旨採択ということに分かれておりますが、採決は一度しか諮ることができませんので、どちらかを諮ることになりますが、今の段階では趣旨採択の方が多いということで、お二人の方が採択を主張されましたが、皆様の意見から、もう一度ご発言をいただきたいと思いますが、共産党、中塚委員。

○中塚委員

趣旨採択が多いということなので、趣旨採択に変更して、全会一致にしたいと思います。

○くにば委員

中塚委員と同様に、今回に関しては趣旨採択という形で、陳情者の方の思いを受け止めたいと思います。

○鈴木（真）委員長

それでは、令和2年陳情第62号、目黒川沿いに設置されている喫煙所撤去に関する陳情について、お諮りいたします。

本件は、趣旨採択とすることにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木（真）委員長

ご異議なしと認めます。よって、本件は趣旨採択と決定いたしました。

生活安全担当課長はご退席いただいて結構です。ありがとうございました。

(2) 区民斎場「なぎさ会館」エレベーター工事に伴う休館について

○鈴木（真）委員長

次に、予定表3の報告事項を聴取いたします。

まず、議題順を変更いたしまして、(2)区民斎場「なぎさ会館」エレベーター工事に伴う休館についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者より説明願います。

○木村戸籍住民課長

私からは、区民斎場「なぎさ会館」のエレベーター工事に伴う休館についてご報告をさせていただきます。

なぎさ会館は、勝島運河のそばにありますしながわ区民公園、大井競馬場のそばにある区民斎場でございます。

工事の内容といたしましては、現在のエレベーターの老朽化に伴いまして、すぐ隣のスペースにエレベーターを新設、新設後は現在のエレベーターを撤去するという形でございます。

工事期間は記載のとおりでございます。この工事期間のうち、音や振動を伴う作業を行うとき、会館を休館するという形でございます。休館期間につきましては、記載のとおりでございます。

区民の皆様、それから葬祭業者の皆様に対しては、記載のとおり周知を行ってまいります。

4のその他、休館中の対応でございますけれども、休館中は他の施設をご利用いただくという形、それから、各休館期間終了日の1週間前から予約を再開するという形でございます。

(2)のエレベーター新旧の性能比較でございます。こちらは記載のとおりでございます。

○鈴木（真）委員長

説明が終わりました。本件につきまして、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○藤原委員

私が感じるのは、長期間に休館するわけですがけれども、この期間、休館だから全く使えないわけです。数字的に、まず教えていただきたいのですが、大体平均して、数字を持っていると思うのですがけれども、この期間、何件ぐらいできなくなるのか、そして、できなくなった数というのは、全てではないと思うけれども、大体なぎさで式をやって、火葬をなされるのは臨海斎場というのが多かったと思うのですが、その期間は多分、臨海で式もして、火葬もするという形になると思うのですがけれども、その辺について、どのようになるのか教えてください。

○木村戸籍住民課長

現在の想定件数でございますけれども、12件という形になります。年間の使用されている件数、これは議会でもいろいろご要望いただいているところでございますが、稼働率がかなり低いところが正直ございまして、件数的にもそのぐらいという形になります。

それから、実際にはご案内のとおり、臨海斎場あるいは桐ヶ谷斎場をご案内するという形になると思います。

○藤原委員

この期間で12件しかできない。できないというのは、やれない、葬儀ができないということですか。私が違っていたら、ごめんなさい。4か月で12件しかないということはないと思うのですが。

○木村戸籍住民課長

言葉足らずで申し訳ございません。令和2年度の実績なのですがけれども、実際の枠数に、お使いにな

られた稼働率が21.6%ということで、休館日数59日ということで計算しますと、空いているときが多いということでございます。

○藤原委員

今日、こういう質問をさせていただいて、数字を見て、もっと見ようと思ったのですが、逆算して12件だと、12件、臨海斎場とか桐ヶ谷斎場で火葬をするという意味であるならば、そんなにやってほしい火葬ができなくなってしまうとか、亡くなられてから何週間も火葬することができないという状況にはならないということですね。

○木村戸籍住民課長

ご認識のとおりでございます。

○藤原委員

今日はもうこれ以上しませんが、12件というと、改めて、なぎさ会館をこのまま維持していくかという問題も、これから考えていこうと思っておりますので、これは私も勉強して、4か月で12件という形に、大体逆算してというか、想定だとすると、なぎさ会館の維持をしていくという意味においても、別の課題があると思うので、何かありますか。

○木村戸籍住民課長

実際の休館の日数は59日ということです。

それで、実際にはコロナの関係で、通常は2会場をお使いいただくのですが、3密防止のために1会場という形になっております。実際に使用の枠そのものも、減っているというところもございません。

それと、今後の使用というか、活用あるいはあり方的なものに関しましては、議会でも答弁をさせていただいているところでございます。現在、検討を進めてまいっているところでございます。引き続き、それは行ってまいります。

○鈴木（真）委員長

ほかにございますか。

○高橋（伸）委員

ご説明ありがとうございました。今のご答弁の中で12件ということで、本当に課長がおっしゃるように、葬儀のスタイルが大分変わってきていると思うのです。桐ヶ谷斎場にしても、密葬で済ませるご親族の方がいる中で、12件ということなのですけれども、老朽化をして取り替えなければいけないというのは、前々からそういう話はあったと思うのですけれども、この時期にやったほうが一番適当という言い方は変かな、今、コロナ禍で少ない中でやったほうが、利用される方にも迷惑がかからないからということで、この工事期間、新設工事と撤去期間をこの時期に設けたということでもいいのですか。

○木村戸籍住民課長

もちろん、耐用年数といいますか、エレベーターそのものの交換をしないといけないという時期も来ていることはありますが、今ご指摘のとおり、なるべくその影響の少ない時期にという形の設定をさせていただいているところでございます。

○高橋（伸）委員

分かりました。

○鈴木（真）委員長

ほかにございますか。

○横山委員

エレベーターについて、少しお聞きしたいと思います。新しいものに関してなのですが、こちらの耐用年数は大体どのくらいになるのでしょうか。また、ロープ式というものに替わるということなのですが、どういったところが変わってくるのかというのと、省エネになるということで、今までとどのくらい違うのかという点、あとは、日常点検のコストみたいなところにも変わるのであれば、その変更点を教えてください。

○木村戸籍住民課長

エレベーターの件でございます。実際には、いわゆるロープ式というそのままですが、つり上げるような形で、今までは油圧という、持ち上げているといいますか、そういう形のところが変わりました。実際にはそういうことで、移動のスピードが上がったり、こちらにも書かせていただきましたが、安定性が高くなるというところでございます。

どのくらいの省エネがされるのかという部分なのですが、今、手元に数字がございません。申し訳ございません。

それから、保守のコストに関しましては、基本的にそれほど変わりはないというところでございます。

○横山委員

あと、もう1点なのですが、安定性のところにも関わるかもしれませんが、地震等の災害の際に、どのような対応のものになるのでしょうか。避難がしやすいものとか、今は新しい機能がいろいろあるかと思うのですが、その辺りだけ確認させてください。

○木村戸籍住民課長

基本的には、一番近い階とはいっても、それほど移動する階もないのですが、そこに止まって、通報が飛んで、人が来るという、今、エレベーターのベースにあるような新しい部分は、全部網羅する予定でございます。

○新妻副委員長

ご説明ありがとうございました。期間を確認させていただきます。休館期間は59日間ということで、この休館期間を見ると、新設工事のために10月18日から11月30日、撤去で1月17日から1月31日ということで、12月の1か月間というのは作業がないと思われるのですが、この期間というのはどのような扱いになるのか、確認させてください。

それと、今、なぎさ会館は、たしか2つお部屋がありますが、1件のみ受付をされて、1つで使っているという、2部屋を使っているということだと思っております。今回はエレベーターの工事だけですが、使い勝手のところでの改修みたいなものというのは、何か計画があるのか、その辺を教えてください。

○木村戸籍住民課長

新設工事のために休館する、撤去工事のために休館する、この間に関しましては、音とか振動が伴わない部分ということで、通常どおり開館をします。

それから、使い勝手の部分ですが、現時点では何か改修を行うという予定はございません。

○鈴木（真）委員長

1点だけ、聞き損なったかどうか、これは金額は幾らぐらいですか。

○木村戸籍住民課長

本年度予算で3,890万円、工事費と工事監理委託費でございます。

○鈴木（真）委員長

ほかはよろしいでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

戸籍住民課長はご退席いただいて結構です。ありがとうございました。

(1) 令和2年国勢調査の速報値について

○鈴木（真）委員長

次に、(1)令和2年国勢調査の速報値についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○川島地域活動課長

それでは私から、令和2年国勢調査の速報値についてご報告させていただきます。お手元の資料をご覧ください。

まず1、調査の時期でございます。令和2年10月1日木曜日を基準日といたしまして、調査時において国内に常住する全ての人を対象に、調査を実施したものでございます。

2番、調査対象概数でございますが、(1)国勢調査の速報値は、通常は国勢調査実施年度の2月に公表されるものでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響で公表が遅れておりました、6月25日に公表されたものでございます。それを本日、ご報告させていただいております。例年とちょっと違うというところになります。

品川区の令和2年国勢調査の速報値は、人口が42万2,795人、世帯数が23万7,399世帯で、共に外国人・外国人世帯を含むものでございます。人口のうち男性が20万8,753人、女性が21万4,042人で、女性のほうが多い結果でございました。

なお、国勢調査は住民票などの届出に関係なく、10月1日現在、そこに住んでいる人全てを世帯ごとに調査するものになります。こちらに記載の住民基本台帳上の人口数・世帯数より、国勢調査の速報値のほうが大きくなってございます。

この結果の分析でございます。参考までに、今回の速報による日本の総人口が1億2,622万6,568人、前回調査から86万8,177人減少しております。東京都が55万人増えて、初めて1,400万人を突破し、一方で38道府県は人口が減少しております。人口が主に都市部に集中し、地方で減少する結果となっているということでございます。

それから、品川区の前回調査の人口が38万6,855人、世帯数が21万2,374世帯で、品川区の人口が3万5,940人、世帯数は2万5,025世帯、それぞれ今回の速報では増加したことになっております。こちらは、今回の速報値、都内の人口増加数では、世田谷区に次ぎまして2番目に大きい数値となっております。

3番、回答状況にありますように、インターネット回答率につきましては総務省から参考値として公表されてございますので、ご紹介をさせていただきます。全国では39.5%、東京都では40.6%、品川区は46.8%という状況でございます。品川区の回答率は、郵送分を含めると77%ということになりますが、残りの23%の回答につきましては、職員が調査して回答したということになってございます。

この割合につきましては、平成27年国勢調査の世帯数に対する割合を算出した参考値ということをご了承いただければと思います。多分今回、世帯数は増えておりますので、割る数が増えておりますので、

少し率は下がってしまうと思っているところでございますが、一応、国からの発表、正式なものはまだ発表されていないということでございます。

4番、調査結果の公表でございます。令和3年6月25日に人口速報集計が公表され、その結果を本日ご報告しているものでございます。その後、令和3年11月に人口等基本集計が出されまして、総務省のホームページ等で公表される予定でございます。

○鈴木（真）委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○藤原委員

分かりやすく説明していただきたいのですが、回答状況が令和2年11月20日時点の出ています。品川区は77.0%ではないですか。今、最初の説明で、人口がこのぐらい、世帯数はこのぐらいだと説明してくれたけれども、この回答率で、正確なものというものは出てくるのですか。

○川島地域活動課長

こちらは正式に国から発表されたものですので、実際の今回の速報の世帯数で割れば、それに近いものが出てくると思うのですが、またこちら、最終的に国が報告された数字を参照にさせていただければと思うのですが、この数字のほうも、実際の世帯数と、それから割合等で計算しますと。

失礼いたしました。残りの23%というのは、職員が調査をして回答させていただいて、全て足すと100%になるということでございます。

○藤原委員

それを確認したくて、だから、限りなく100%に近いから、正確な数字は出ていますということで説明していただかないと、あれだけの予算を使って国勢調査するわけですから、この辺がきちんとしていなければ、人口だけを調べる調査ではないのです。結構いろいろな項目があったわけですから、その辺について答弁いただきたいかったです。

あと、もう一つ確認は、統計法があるから、国の法律があるからしょうがないのですが、私も何回も伺ってしましますが、国勢調査の調査書に関して、提出しなかったり、違うような回答を書けば、たしか50万円か何かの罰金を科せられるという形で、文面が出ていたと思うのですが、この大きく言って23%の人に、提出しなかったからといって、実際に50万円等の形で科されるということはないわけです。文面では、統計法でみたいに出ていましたけれども、その辺についてお伺いします。

○川島地域活動課長

国勢調査につきましては、統計法に基づいて行われるということで、今、委員がおっしゃったとおり、罰則、たしか50万円の罰金という形で、報告をしなかった場合というのは定められておりますが、あくまでも私どもとしては、罰則はございますが、調査のほうはお願いをするという形で、提出がなかったところですか、そういった部分も全て職員が補って、100%という形で回答させていただいて、しっかりした数字を報告しているものでございます。

○鈴木（真）委員長

ほかによろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(3) しながわ区民公園屋外水泳場への予約システム導入について

○鈴木（真）委員長

次に、(3)しながわ区民公園屋外水泳場への予約システム導入についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者より説明願います。

○中元スポーツ推進課長

私から、しながわ区民公園屋外水泳場への予約システム導入について、お手元の配付資料に沿ってご報告申し上げます。

まず1、目的でございます。しながわ区民公園屋外水泳場の利用に当たりまして、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策として、利用者の入場制限を行うため、予約システムを活用した事前申込みを実施します。

2、開放概要でございます。

(1) 開放日程は、7月10日土曜日から9月12日日曜日で、団体使用日等は除きます。時間帯は例年どおりでございます。午前、午後、夜間と、資料に記載の3つの区分となります。

(2) 定員でございます。定員は、混雑を避けるために150人とさせていただきました。

(3) 使用料でございます。こちらは例年どおり、記載のとおりでございます。

3、予約システム利用方法でございます。

(1) 区ホームページに予約システムへのリンクを掲載し、混雑が予想される利用希望日について、予約システムで予約を受け付けるというものでございます。

(2) 申込者が定員150人を超える場合は、予約システムにて抽選処理を行い、利用者を決定し、抽選結果をwebメールで利用者の方に通知させていただきます。

(3) 申込者が定員150人に満たない場合は、抽選申込期間後についても、定員に達するまで予約システムで随時受付を行わせていただきます。こちらに利用希望日、抽選申込期間の表を記載させていただいてございます。

下の米印でございますが、7月10日土曜日から16日金曜日は例年それほど混み合いませんし、まだ気温が低かったり、雨が多かったり、それほど入場者数が多くございませんので、事前申込みなしとし、当日現地にて先着受付の形とさせていただいてございます。また、9月の頭のほうでございますが、こちらは団体利用が入った場合は利用不可とさせていただいてございます。

4、予算額でございます。今回の予約システム構築・運用経費で、291万5,000円でございます。

また、5、周知でございますが、既に広報しながわ7月1日号、区ホームページなどで周知を開始してございます。こちらは議会日程との関係で、区民委員会へのご報告が前後いたしまして、大変申し訳ございませんでした。

○鈴木（真）委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○中塚委員

1点だけ伺いたいのですけれども、予約システムにて抽選処理を行い、利用者を決定するということですが、この区民公園はご家族で利用されたり、小さなお子さんがいらっしやったり、こういう場合、1組何人とか、それはどういう設定になっているのか。逆に私などは、すぐずるいことを考えてしまうのだけれども、10人ぐらい申し込んでしまって、当たったらご近所に声をかけるとか、そういうのはどうなのかなとは思っておりますけれども、1組何人なのか、そこの説明をいただけますでしょうか。

○中元スポーツ推進課長

すみません、ご説明が不足しておりました。1組5人までということで、ホームページには詳しく記載をさせていただいたのですが、また、枠についても1日1枠、午前なら午前だけ、午後なら午後だけということで、システムでチェックをさせていただきます。

○西村委員

1点だけ、すみません。ホームページを見ていればよかったですけれども、ウェブを使えない方とか、その他の申込方法の確認だけさせていただきます。

○中元スポーツ推進課長

ウェブが使える環境にない方は、お電話番号も、広報紙もホームページも載せてございまして、電話での受付でもさせていただいております。幸い今のところ、電話が1日3件ぐらいでして、やはりプールの利用者はお子様がいる世代の方なので、割とウェブでの扱いが皆さん熟練していらっしゃるようで、そのところは混雑することなく対応させていただいております。

○鈴木（真）委員長

ほかによろしいでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

4 所管事務調査について

○鈴木（真）委員長

次に、予定表4の所管事務調査についてを議題に供します。

先日の委員会では、皆様から時流を捉えた多岐にわたるご意見を頂戴いたしました。なるべく皆様の意見を反映させるため、共通項目を採用させていただくという姿勢で検討させていただき、今年度の当委員会の所管事務調査につきましては、お手元に配付しておりますとおり、「住民票・戸籍等窓口サービスの向上について」「地域スポーツの今後の展開について」「東京2020大会後のレガシーについて」とさせていただきたいと思っております。

まず、住民票・戸籍等窓口サービスの向上については、マイナンバーカードの活用や申請書自動発行機の導入等、窓口サービスの向上について。次に、地域スポーツの今後の展開については、地域スポーツの推進に向けた取組等について。次に、東京2020大会後のレガシーについては、同大会を契機とした取組による区のレガシーについて、それぞれ理事者よりご報告をいただきながら調査・研究を進め、意見交換等を行っていきたくと考えております。

このような形でご了承いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○鈴木（真）委員長

ありがとうございます。

それでは、所管事務調査はこれで決定させていただきます。

5 その他

○鈴木（真）委員長

次に、予定表5、その他を議題に供します。

その他で何かございますか。

○川島地域活動課長

この場をお借りいたしまして、区民まつりの中止についてご報告をさせていただきます。

令和3年度の夏季に行います区民まつりにつきましては、残念ながら全ての地区で中止になりましたということで、ご報告をさせていただきます。7月1日の広報しながわにも掲載させていただいております。

○鈴木（真）委員長

説明が終わりました。本件につきまして、特に確認したいことはございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木（真）委員長

特にないようですので、以上で本件を終了いたします。

その他で、ほかにございますか。

○篠田文化観光課長

それでは私からは、水辺観光マップを作成いたしましたので、そのご案内をさせていただきます。お手元に配付させていただいております観光マップをご覧ください。

こちらですけれども、昨年度、令和2年度に行いました水辺のしながわ魅力アップ事業の中での一企画として作成をしたものでございます。

このマップの目的でございます。しながわ水辺の認知度の向上、船ですとか、橋のライトアップ等々、それから舟運観光の活性化ということで、屋形船やクルーズ、船着場等のご案内といったことを目的としてございます。

掲載のほうは、今申し上げたとおりでございますけれども、部数としては1,000部を作成いたしました。こちらは本日の委員会報告をもちまして、この後、区内の観光案内所ですとか、区内観光パンフレット、マップが各施設に置いてありますところ、ラックへの設置等、あと、船宿にも置かせていただくと同時に、しながわ観光協会のホームページにもアップしてまいります。

○鈴木（真）委員長

説明が終わりました。本件について、特に確認したいことはございますか。

○新妻副委員長

1点だけお伺いします。ここに出ています屋形船・クルーズ船の紹介ですが、12件出ておりますけれども、これは全部ではないと思うのですが、もっとほかにも船宿があるのではないかと思います。ここに掲載されている12件というのは、どういう条件で載せられているのかお伺いします。

○篠田文化観光課長

こちらは、観光振興協議会水辺部会で整理いたしまして、基本的には全部載っているということで認識しているところでございます。

○鈴木（真）委員長

ほかにないですか。

ほかにないようですので、以上で本件を終了いたします。

その他で何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木（真）委員長

ないようですので、正副委員長から1点ご案内をさせていただきます。

過日の委員長会において、今年度の行政視察について議長より、「今後の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、8月上旬頃をめどに、実施の可否について改めて相談を行う。また、その対応は、昨年度と同様に5常任委員会で統一したい」との案内がありました。

今後の見通しが立たない状況ではありますが、時間的な制約もありますことから、一定程度、正副にご一任いただいた上で、時期を見ながら内部的な検討などを始めさせていただきたいと考えております。例年どおりの進行にはよれない部分も多々生じると思いますが、何とぞご理解・ご協力ください。どうぞよろしくお願いいたします。

よろしければ、本件について、以上で終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

明日も午前10時から開会となりますので、よろしくお願いいたします。

これもちまして、区民委員会を閉会いたします。

○午前11時27分閉会